

# アンケートの集計結果について

(一時保管している自治体に限る)

## ■アンケート実施概要

- 平成26年9月付けで環境省から茨城県内44市町村に対して、以下の項目についてアンケート調査を実施し、ご意見をいただきました。
  1. 市町村内における8,000Bq/kgを超える廃棄物の一時保管の有無について
  2. 茨城県内の指定廃棄物を安全・安心に処理する方法についてのお考え、及びその理由について
  3. その他ご意見等(地域振興策の必要性等)について

## 1. 市町村内における8,000Bq/kgを超える廃棄物の一時保管の有無について

### ■アンケートの集計結果について

集計結果は以下のとおりでした。

- A) 一時保管している。 → 14市町村
- B) 一時保管していない。 → 30市町村

## 2. 茨城県内の指定廃棄物を安全・安心に処理する方法 についてのお考え、及びその理由について

### 茨城県内の指定廃棄物を安全・安心に処理する方法 についてのお考え(その1)

#### 【一時保管している市町村の主なご意見】

#### A) 県内に1カ所処理施設を設置 → 6市町村

- ◆ 国の責任において、指定廃棄物を1カ所に集約し、処理施設を設置すべき。
- ◆ 環境省が指定廃棄物処理促進市町村会議において当初示した、県内に遮断型構造の処理施設を1カ所整備して集約処分する方針を堅持すべき。
- ◆ 最終処分までの保管施設については、屋内保管の徹底等、より安全な保管措置が必要である。

#### B) 現地保管継続 → 7市町村

- ◆ 一時保管している市町村と国が連携し、国の責任の下に保管管理を徹底し、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを下回った時点で、国の責任で処分すべき。
- ◆ 理想としては処理施設1カ所整備であるが、現実的には難しいので、現地での保管継続、既存の処分場で処理するのが良いのではないか。
- ◆ 県内1カ所に集約して、国において適正に管理していただくことが最良であるが、他県の事例から見ても処理施設の設置には、地域住民の理解を得ることが非常に困難であると推測される。そこで、茨城県の特性として指定廃棄物保管量が経年変化により激減するので、現在の保管体制を強化して、8,000ベクレル/kgを下回った廃棄物については、随時指定を解除して、処分していく方法もある。
- ◆ 県内に1カ所の処理施設を設置することが望ましいが、設置される自治体に大きな負担が強えられることから同意を得ることは難しいので、現在の一時保管を継続し、放射能濃度が減衰するのを待って既存の管理型処分場で処分することが現実的である。
- ◆ 1カ所整備は現実的に難しい状況と判断するので、保管自治体間で協議し、方向性を見出すことも一案である。
- ◆ 現状の分散のまま、適正保管する。また、8,000Bq/kg以下に減衰後の最終処分についても国の責任において処分すべきである。
- ◆ 指定廃棄物を所有する自治体が、指定が解除された段階で、独自に処理することが理想である。

#### C) その他 → 1市町村

- ◆ どの処理方法に決定しても、国が最後まで責任を持って処理し、早期に対応すること。

## (A)「県内に1カ所処理施設を設置」を支持する理由

【一時保管している市町村が、「県内に1カ所処理施設を設置」を支持する理由】

- ◆ 仮保管するにあたり、国が処理施設の設置を行うことを条件に地元から仮保管の承諾を受けている。したがって、保管を継続する場合には、地元の理解を得るために国による積極的な説明が必要。
- ◆ 仮置している状況に関して、台風や竜巻等の自然災害による指定廃棄物の飛散が懸念されており、より強固な保管措置が必要と考える。
- ◆ 長期に渡り安全性を確保するには、高い保管設備の整った堅固な処理施設を適切な場所に設置する必要があるため。また、1カ所に集約することにより合理的かつ確実な管理を行うことができる。
- ◆ 特措法及び基本方針に基づき、国の責任において処理すべき。
- ◆ 指定廃棄物を保管しているのが民間事業者であるため、事業展開次第では、撤退・閉鎖といった事態も考えられ、指定廃棄物の管理ができず保管継続が困難になる恐れがある。

## (B)「現地保管継続」を支持する理由について

【一時保管している市町村が、「現地保管継続」を支持する理由】

- ◆ 「県内に処理施設を1カ所整備すること」が望ましいが、地元同意が得られないことを踏まえると、処理施設設置は、現実的に困難。
- ◆ 茨城県で保管されている指定廃棄物は、比較的量も少なく、濃度も特別高いものではないため、近い将来、指定廃棄物の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下まで減衰し、既存の管理型処分場で処分できる。
- ◆ 分散して管理すれば今後大規模災害が起こった時のリスク分散が可能である。

### 3. その他ご意見等(地域振興策の必要性等)について

#### (1) 一時保管している市町村の主なご意見

##### A. 国の責任

- ◆ 8,000Bq/kg以下に減衰後、指定廃棄物の処理がそれぞれの市町村等で可能となった場合、処理に係る費用については、全額国費にし、国の責任において処分すべき。
- ◆ 高濃度で30年後も減衰しない指定廃棄物については、国の責任において処理すべき。
- ◆ 保管継続10年以降、8,000Bq/kgを超える廃棄物については、別途協議の上、整理が必要であり、また、保管場所となる市町村の納得が得られるよう十分な説明を願いたい。

##### B. 地元への説明

- ◆ 不安を抱える地域の方々の理解を得るためには、国による積極的な説明が必要であり責任である。
- ◆ 処理施設の設置が進んでいないことから、仮保管している地域住民に対する遅延理由の説明会を実施すべきである。

##### C. 保管している市町村の意見を尊重

- ◆ 保管している市町村の意見を優先すべき。

## D. 地域振興、風評被害対策

### <県内に1カ所処理施設を設置する場合>

- ◆ 処理施設の候補地選定にあたっては、地域振興策が必要である。
- ◆ 風評被害が発生した場合は、国民へ丁寧に説明し収束を図る必要がある。
- ◆ 指定廃棄物処理施設を受け入れる自治体とその周辺自治体に対して、国の責任において思い切った地域振興策を打ち出すべきである。

### <現地保管継続の場合>

- ◆ 分散して管理する場合であっても、原発事故の被害市町村として地域振興策の対応を講じるべき。

### <上記以外>

- ◆ 仮保管をしている市町村やその負担している地域への補助制度(交付金)を設置するなど、手厚い地域振興策が望まれる。
- ◆ 保管量に応じた地方交付税の支出。

## E. 選定手法でのローカルルール

- ◆ 仮に県内1カ所処理施設の建設を進める方向となった場合においては、宮城県同様に候補地選定の評価基準から「指定廃棄物の保管量」を外すべき。

## F. 指定解除

- ◆ 指定廃棄物の指定解除手続きの整備を早急に行ってほしい。
- ◆ 指定解除の手続きにあたっては、簡素化が望ましい。

## G. その他

- ◆ 処理施設の候補地は、国有地から選定することが第一と考える。民有地を買収するとなると、周辺土地の価格が下がり、地権者の意向等により、広範囲な土地を確保しないと処理施設を造れないことになる。